

砂川市条例第18号
令和6年3月13日

砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別 紙)

砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

砂川市病院事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「呼吸器内科」を「呼吸器内科
消化器内科」に改め、同条第3項中「結核病床 6床」を削
り、「498床」を「492床」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。